

京都市屋外広告物点検実施要綱

制定 令和3年4月1日

改正 令和6年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第13条の2に規定する屋外広告物及び掲出物件の点検について、点検箇所及び点検項目その他必要な事項を定めるものである。

(点検の箇所、項目及び方法)

第2条 条例第13条の2に規定する点検は、別表に掲げる点検箇所及び点検項目について行うものとする。

2 点検は、前項に規定する点検箇所及び点検項目に応じて、目視、打診等の適切な方法により行うものとする。

(点検の頻度)

第3条 点検は、原則として、少なくとも3年に1回の頻度で行うものとする。

(更新の許可に係る点検の実施時期)

第4条 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第14条第2項第3号に規定する更新の許可に係る点検は、その結果の報告書の提出日の3月以内（同号に規定する建築基準法第12条第1項の規定による調査の結果の報告書（以下「定期報告書」という。）の写しをもって点検の結果の報告書に代える場合（当該調査の際、当該調査の対象外の屋外広告物若しくは掲出物件又は点検箇所を点検した場合を含む。）にあつては、3年以内）に行うこと。

(点検結果の報告書等)

第5条 規則第14条第2項第3号に規定する点検の結果の報告書は、屋外広告物等点検報告書（別記様式）によるものとする。

2 条例第13条の2第2項又は第3項の規定により資格を有するものによる点検を行わなければならない場合（定期報告書の写しを提出する場合を除く。）は、規則第14条第2項第4号に規定する安全上支障がないことを証する図書として、次の各号に掲げるものを提出すること。

- (1) 安全上重要な箇所として別に定める点検箇所の状態が把握できる写真
- (2) 点検を行った者の資格を証する書類の写し
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認める図書

(点検者の資格)

第6条 規則第24条第7号に規定する別に定める技能講習の修了者は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が共催する屋外広告物点検技能講習会の修了者とする。

(別表)

点検箇所及び点検項目

点 検 箇 所	点 検 項 目
基 礎 部 ・ 上 部 構 造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支 持 部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取 付 部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広 告 板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照 明 装 置	照明装置の不点灯、不発光
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	周辺機器の劣化、破損
そ の 他	装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損
	その他点検した事項

(別記様式)

屋外広告物等点検報告書

提出日： 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

設 置 場 所	京都市		
申 請 コ ー ド	(個 票 番 号)	点 検 年 月 日	年 月 日
点 検 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	点検資格 ^{注1}	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士(1級/2級/木造) <input type="checkbox"/> 電気主任技術者(1種/2種/3種) <input type="checkbox"/> 技能検定合格者(広告美術仕上げ(3級除く))	<input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 電気工事士(1種/2種) <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員(広告美術科) <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員
点 検 箇 所	点 検 項 目	該 当 無 の 場 合	該 当 有 の 場 合 ^{注2}
			異常の有無 異常有の概要等
上 部 構 造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	<input type="checkbox"/>	無・有
支 持 部	鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容
取 付 部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容
	取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/>	無・有
広 告 板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/>	無・有
照 明 装 置	照明装置の不点灯、不発光	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容
	周辺機器の劣化、破損	<input type="checkbox"/>	無・有
そ の 他	装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	無・有 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善
	その他点検した事項()	<input type="checkbox"/>	無・有 - 改善予定・済(年 月) - 内容

(注) 1 有資格者点検が必要な屋外広告物が含まれる場合は、点検者の資格を証明する書類の写しを添付してください。
有資格者点検の必要がない場合でも、安全確保の観点から、京都市の屋外広告業登録業者^{*}等の専門知識のある者による点検に御協力ください。

^{*}京都市ホームページで京都市屋外広告業登録業者一覧を公開しています。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000042016.html>

2 異常の有無が「有」の場合、「有」を○で囲み、「異常有の概要等」欄を記入してください。
「経過観察」の目安は、安全点検の結果、次の点検(3年後)までの安全性が確認できることとします。